

インターネットや
光電話を使っている
皆さん！

光回線サービスなど 乗り換えの電話勧誘に注意！！

●問い合わせ／商工雇用推進係、消費者ホットライン☎188

N T T東日本と西日本(以下、N T T)が、平成27年2月から光回線の卸売サービスを始めました。これにより、自社で光回線を持たない電気通信事業者(以下、光卸提供事業者)が、光回線や光電話などのサービスを提供することが可能になりました。

多くの事業者が光回線だけではなく、光電話やプロバイダーなどのサービス(以下、光回線サービス)をセットで販売するため、契約内容が多様化、複雑化しています。光卸提供事業者からの光回線サービスなどの乗り換えについて電話勧誘があったときには注意しましょう。

相談事例

Q 電話で『現在利用中の光回線の月額料金が安くなるので、変更しないか』と勧誘された。手続きは不要で、特に工事也不需要いと言うが、契約者名と住所、生年月日などの個人情報を聞かれ、不審に思う。大丈夫だろうか。

A 光卸提供事業者が提供する光回線サービスの利用は、従来の工事などを伴う光サービスへの変更とは異なり、『転用』という手続きを行うことで可能となります。転用とは、利用者がN T Tフレッツ光の『お客様ID』や『光電話番号』を変更することなく、契約先が光卸提供事業者のサービスに切り替わることです。転用は利用者がN T Tから『転用承諾番号』を取得し、番号を光卸提供事業者に伝えることで簡単に手続きが完了しますので、工事などは不要です。電話で事業者が個人情報を聞いたのは、利用者の『転用承諾番号』をN T Tから聞き出すためと思われます。

光卸提供事業者へ乗り換えると、N T Tとの契約はなくなるほか、今までのメールアドレスが変更になったり、利用していたオプションサービスが利用できなくなったりする場合があります。契約内容によっては、以前のプロバイダーから契約解除料が請求される場合があります。

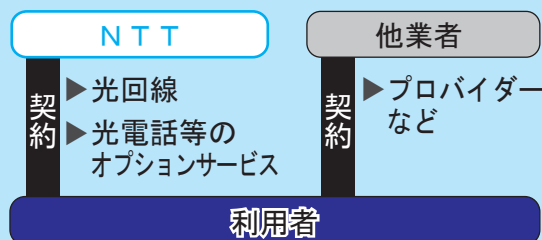
電話番号が変わることも！

転用が行われて光卸提供事業者に乗り換えた後に、「やっぱりN T Tに戻したい」となると、光卸提供事業者との契約を解除して新規の扱いとなるため、新たな工事が必要となるうえに、電話番号が変更になり、費用もかかります。

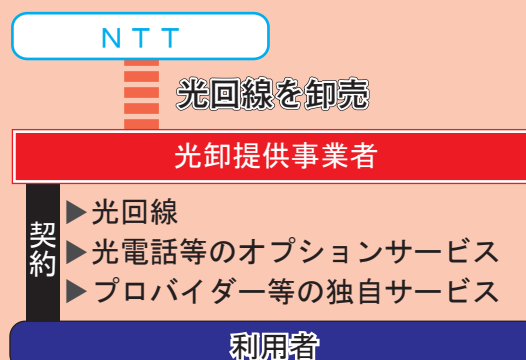
電気通信サービスは電気通信事業法で規制されており、契約締結の際は料金やその他提供条件の概要(電気通信事業者および代理店などの名称や問い合わせ先、サービスの内容など)を説明しなければなりません。なお、光回線サービスの乗り換えは特定商取引法の適用除外であるため、クーリング・オフはできませんが、業界団体の電気通信サービス向上推進協議会の自主基準では、転用前であれば無償契約解除に応じることとしています。



※N T Tとの契約の場合



※光卸提供事業者との契約の場合



契約先が変わることやサービス内容の説明を十分に行わない業者から、電話で勧誘された場合は、仕組みを十分に理解できないまま契約してしまう恐れがありますので、注意が必要です。契約の際は内容を十分に確認し、慎重に判断しましょう。